

(広告)
 28年4月号
 2016年4月1日発行
 三宅税理士法人
 代表社員 三宅孝治
 (中国税理士会 倉敷支部会員)
 倉敷市中島2370番地14
 TEL 086 - 466 - 1255
 FAX 086 - 466 - 1288
 第107号
 発行担当者: 岡本 清美

肌寒さのなかに、ふと感じるふんわりとした春風につい足が止まってしまうことはありませんか。私の席からはまあい雲と春霞(もしかして黄砂^_^?)、キラキラ輝く瓦屋根が見え、ついぼ~っとしてしまいます。さて、今回のテーマは「認知症等と相続」についてです。ご説明が不十分な点もあるとは思いますが、参考にして頂ければ幸いです。



認知症等と相続

私事ですが、私の両親は4人とも今のところ元気に暮らしております。上は今年90歳、下は84歳とかなりの高齢です。皆が最近口を揃えて訴えてきます。「最近物忘れが酷くて・・・。そのうち何もわからなくなるんじゃないかと心配なんよ。」と。私は「自分で心配ができる間は絶対に大丈夫。」と返事をします。でも、もし誰かが認知症の病にかかったら一体どんなことが起きるのだろうと心配になりました。もちろん介護等生活のことも大変でしょうし、相続等の法的な問題が起きたとき、本人達が一番納得のいく解決をしてあげるにはどうしておけばいいのだろうかと。暗い話をするつもりはありません。逆によかったと安心するために調べてみました。

もし・・・うちの父が亡くなったときに、母が認知症等で意思能力を失っていたとしたら・・・

意思能力とは、自分の状況を理解して物事を判断する能力であり、その有無によって対応は変わりますが、その意思能力が無かった場合、そのまま遺産分割協議をしても他の相続人の言いなりになって不利益な結果になってしまう可能性があるため、たとえ母を除いて遺産分割協議を行ってもそれは無効となります。さあ、困りました。母の回復が望めないとなると、いつまでも遺産分割はできません。

そんな時には、**成年後見制度**を利用して後見人を選任し、選任された後見人が本人に代わって遺産分割協議をおこなうことになります。

1.成年後見制度とは・・・

精神上的の障害(知的障害、精神障害、認知症など)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その援助をしてくれる人を付けてもらう制度です。

成年後見人制度には、大きく分けると**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つがあります。
 キーポイントと下記のようにあります

	類型	本人の判断能力	支援者	
法定後見人制度 判断能力が衰えた後	後見	精神上的の障害により判断能力が 欠く者(成年被後見人)	後見人	裁判所が選任 付与される権限(代理権・ 同意権・取得権)も裁判所 の審判によって決定する
	保佐	精神上的の障害により判断能力が 著しく不十分な者(被保佐人)	保佐人	
	補助	精神上的の障害により判断能力が 不十分な者(被補助人)	補助人	
任意後見制度 判断能力が衰える前		将来判断能力が低下する場合 に備えて、契約により任意後見 人を選任しておく。	任意後見人	公正証書による任意後見契 約で、付与される権限も本 人が決定する「オーダーメイド」 となる

*成年後見人制度を利用して日用品の購入やその他日常生活に関する行為は、本人が単独でおこなうことができます。



では、後見人を選ぶ場合 どのような人が選ばれるのでしょうか。

成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

任意後見人については、もっぱら本人の選択に委ねられていますが、任意後見人の適格性の審査については、家庭裁判所における任意後見監督人選任の審判の段階でチェックの手続が確保されており、専任の申し立てが却下される場合もあります。

さらに、近年、後見人による財産の着服が多発しているため、各地の裁判所では**本人におよそ1,200万円以上の預貯金、有価証券等(不動産は除く)がある場合には、親族が後見人に立候補しても法律・福祉の専門家を後見人に選任するか、もしくは、後見制度支援信託を利用する運用に変わっていきます。**当然のことですが、親族の後見人には報酬は発生しませんが、専門家に依頼した場合は報酬が発生します。そして、この制度は被後見人(本人)の死亡、判断能力が回復したと認められるまで途中解除はできません。よって、その時まで報酬は発生し続けることとなります。(預貯金・有価証券等の額は地域によって異なります)

さて、ここまでで私の心配の入口、後見人をお願いして遺産分割協議まではたどり着きました。

しかし、弟が母の面倒を見る為、遺産分割協議の場で生前より両親が住んでいる自宅を弟名義にすると皆で話し合っていた旨を後見人に伝えると、「自宅の2分の1は本来母の相続分なので、それを弟にあげてしまうと母の権利が失われる事になるため、**家庭裁判所の許可**が必要になる」との事。ということは、相続財産は不動産だけではないので、自宅以外の預貯金や有価証券等々にも母の権利が発生し、**父の気持ち、母の想いを大事にするためには何かできないのかな?**

遺言・・・自分に万一のことがあった場合に、自分の財産を「誰に・どれだけ・どのように」託すか決める意思表示のことで、この意思表示を民法の規定に従って残した物が、遺言書です。相続人の権利を保障するための「遺留分の減殺請求」という制度を除いては、遺言書の指定は、相続においてはなによりも優先されます。

生前贈与・・・一般に贈与とは、自己(贈与者)の財産を無償で相手(受贈者)に与えることをいいます。このうち**相続対策を目的**とした個人から個人への贈与が「生前贈与」です。方法としては、贈与税の基礎控除(年110万円)の範囲内で贈与したり、教育資金や住宅取得資金の贈与の非課税制度を使ったり様々あります。ただ、贈与というのは契約ですので、贈与する側とされる側の意思確認であったり、「贈与契約書」などの記録を残し、贈与された側が口座を管理するなど注意も必要です。

相続が発生してからでは、様々な法的規制や相続人同士の争いにより本当に大事にしなればならない本人の意思や想いが無視されてしまいます。相続税の非課税限度額も引き下げられ、相続税が身近になっている昨今、親が頑張って蓄えた財産をどのように引き継いでいくかも考えながら大切にできたらと改めて感じました。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー: Vision**
 今月の開催日は**4月14日(木)**です。
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
4月14日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月8日(金)
5月12日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月6日(金)
6月9日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月3日(金)

< 4月カレンダー >

11	月	*3月分源泉所得税・住民税の納付期限
14	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
20	水	*個人申告所得税及び復興特別所得税 振替納税
25	月	*個人消費税及び地方消費税 振替納税
30	土	*2月決算法人の確定申告・納付期限
		*8月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の11・5月決算法人)

30日(土)の提出・納付期限については土曜日のため5月2日(月)となります。